

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条

本会は、非営利組織 びじっと・離婚と子ども問題支援センターという。

(事務所)

第2条

本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-23-17 フォーレストビルに置く。

(目 的)

第3条

本会は、子どものいる夫婦の離婚問題及び離婚後の人間関係・親子関係に関する事業を行い、両親が別居・離婚した後も、子どもが健全育成するために両親との頻繁かつ継続的な接触ができるように援助をし、両親には子どもの養育の責任と権利を共有してもらいよう促していくことを目的とする。

(活動の種類)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成を促進させ、根付かせを図る活動
- (4) 社会教育の推進として大人世代の責任の全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言および援助の活動

(事業の種類)

第5条

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 子どものいる夫婦の離婚に関する相談事業
 - ② 別居・離婚の両親と子どもの絆を守る事業
 - ③ その他目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条

1 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 理事会は、前項に定める会員の他に、その他の会員の種別及びその会費の額を定めることができる。

(入 会)

第7条

正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条

会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 11 条

会員が納入した入会金、会費及びその他の拋出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種 別)

第 12 条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人～5人
- (2) 監 事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 13 条

理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第 14 条

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 15 条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 前項の規定は、役員が職員を兼任し職員としての給料を受けることを妨げない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第 18 条

本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条

総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条

総会における決議事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第 26 条

やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 28 条

理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 29 条

理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条

- 1 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全ての理事の同意がある場合、この手続を経ずして、理事会を開催することができる。

(議長)

第32条

理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条

- 1 本会の業務は、理事の過半数をもって決する。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 35 条

本会の資産は、非営利活動に係る事業とする。

(資産の管理)

第 36 条

資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条

本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 38 条

本会の会計は、非営利活動に係る事業とする。

(事業計画及び予算)

第 39 条

本会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 40 条

1 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条

- 1 第 39 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 42 条

理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借、対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 43 条

本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 44 条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第 45 条

- 1 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 職員と理事の兼任は妨げない。

(書類及び帳簿の備置き)

第 46 条

特定非営利団体法人申請中の本会の主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならないことを前提にしなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 47 条

この会則の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第 48 条

1 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 49 条

本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会が選定する者に譲渡するものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第 50 条

本会の公告は官報により行う。

(委 任)

第 51 条

この会則の施行について必要な事項は、会則で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、この本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金	年会費	個人	3,000 円	団体	50,000 円
-----	-----	----	---------	----	----------

(2) 賛助会員

入会金	年会費	個人	1,500 円	団体	30,000 円
-----	-----	----	---------	----	----------

- 3 本会の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成20年8月1日までとする。

- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 5 本会の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年8月1日までとする。